

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（新旧対照表）

新（令和5（2023）年6月見直し）	旧（令和3（2021）年3月見直し）
<p data-bbox="468 447 1142 520">農業経営基盤の強化の 促進に関する基本方針</p> <p data-bbox="314 558 1299 594">（成長産業として持続的に発展する農業・栃木の実現に向けて）</p> <p data-bbox="528 1230 1101 1339">令和3（2021）年3月 <u>（一部変更 令和5（2023）年6月）</u> 栃 木 県</p>	<p data-bbox="1813 447 2487 520">農業経営基盤の強化の 促進に関する基本方針</p> <p data-bbox="1665 558 2650 594">（成長産業として持続的に発展する農業・栃木の実現に向けて）</p> <p data-bbox="1991 1230 2323 1339">令和3（2021）年3月 栃 木 県</p>

基本方針策定の考え方

1 基本方針策定及び見直しの趣旨

県は、平成5(1993)年11月、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、目指すべき農業経営や農業構造を明確化し、農業経営基盤の強化に資する基本方針を策定し、平成12(2000)年3月、平成18(2006)年3月、平成22(2010)年3月、平成24(2012)年3月、平成26(2014)年4月、令和3(2021)年3月に見直しを行い、農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用するなど、認定農業者の確保・育成や認定農業者等への農地の利用集積を進めてきた。

なお、本基本方針の令和3(2021)年3月の見直しに伴い、計画期間を令和3(2021)年3月から10年間としている。

(附記)

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)」の施行に伴い、本基本方針の一部変更を令和5(2023)年6月に行う。

基本方針の役割と性格

本基本方針は、法の趣旨に沿って、育成すべき農業経営体の基本的指標や農用地の利用集積に関する目標を明らかにすることにより、本県における農業経営基盤の強化を促進する基本的指針とするとともに、市町が策定する基本構想の指針とする。

2 (略)

第1 (略)

1 本県農業の方向

本県の農業は、広大な農地や大消費地に近い立地条件といった強みを生かすとともに、多くの意欲的な生産者の努力や創意工夫により、多様な農産物がバランス良く生産され、地域を支える重要な産業として発展してきた。

人口減少に伴う農業従事者の減少や経済のグローバル化の進展、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う生活様式の変化、燃油や資材・肥料等の高騰など様々な状況変化が生じる中、本県農業を更に成長させていくためには、国内外における競争力を更に高め、次の世代へ着実に継承していくことが重要である。

このため、栃木県農業振興計画「とちぎ農業未来創生プラン」に基本目標として「成長産業として持続的に発展する農業・栃木」を掲げ、その実現に向けて、需要変化に迅速に対応できる園芸産地づくりや先端技術を活用した省力的で効率的な土地利用型農業等を推進していくとともに、意欲的な若者をはじめとする多様な人材の確保・育成を図っていく。

特に、地域農業を支える担い手については、今後とも積極的に認定農業者の確保を図るとともに、農地の集積・集約の加速化等による経営の効率化や高い技術力を生かした生産性の向上、更には需要に即応した商品づくりなど自らの創意工夫による経営の高度化等に取り組む先進的な農業経営体を育成していく。

更に、農業従事者の高齢化や後継者不足等の担い手不足に対応するため、地域計画(策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン)の内容を踏まえ、集落営農組織の連携や合併等による体質強化、企業の農業参入、更には市町や農業団体等からの出資による新たな法人の設立など地域農業を持続的に支える仕組みづくりを推進していく。併せて、農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指していく。

2 具体的施策の方向

10年後を見通し、育成すべき農業経営体の目標及び目指すべき農業構造の明確化を図り、それらの実現に

基本方針策定の考え方

1 基本方針策定及び見直しの趣旨

県は、平成5年11月、農業経営基盤強化促進法に基づき、目指すべき農業経営や農業構造を明確化し、農業経営基盤の強化に資する基本方針を策定し、平成12年3月、平成18年3月、平成22年3月、平成24年3月、平成26年4月に見直しを行い、農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用する等、認定農業者の確保・育成や認定農業者等への農地の利用集積を進めてきた。

今回、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)に基づく農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、県基本方針の見直しを行う。

なお、本基本方針の計画期間は、令和3年3月から10年間とする。

(追加)

基本方針の役割と性格

本基本方針は、農業経営基盤強化促進法の趣旨に沿って、育成すべき農業経営体の基本的指標や農用地の利用集積に関する目標を明らかにすることにより、本県における農業経営基盤の強化を促進する基本的指針とするとともに、市町が策定する基本構想の指針とする。

2 (略)

第1 (略)

1 本県農業の方向

本県の農業は、広大な農地や大消費地に近い立地条件といった強みを生かすとともに、多くの意欲的な生産者の努力や創意工夫により、多様な農産物がバランス良く生産され、地域を支える重要な産業として発展してきた。

人口減少に伴う農業従事者の減少や経済のグローバル化の進展、新型コロナウイルス感染症の発生など様々な状況変化が生じる中、本県農業を更に成長させていくためには、国内外における競争力を更に高め、次の世代へ着実に継承していくことが重要である。

このため、「成長産業として持続的に発展する農業・栃木」を目標とし、その実現に向けて、需要変化に迅速に対応できる園芸産地づくりや先端技術を活用した省力的で効率的な土地利用型農業等を推進していくとともに、意欲的な若者をはじめとする多様な人材の確保・育成を図っていく。

特に、地域農業を支える担い手については、今後とも積極的に認定農業者の確保を図るとともに、農地の集積・集約の加速化等による経営の効率化や高い技術力を生かした生産性の向上、更には需要に即応した商品づくり等自らの創意工夫による経営の高度化等に取り組む先進的な農業経営体を育成していく。

更に、農業従事者の高齢化や後継者不足等に対応するため、人・農地プランの実質化を踏まえ、集落営農組織の体質強化や再編、企業の農業参入、更には市町や農業団体等からの出資による法人の設立等地域農業を持続的に支える仕組みづくりを推進していく。併せて、農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指していく。

2 具体的施策の方向

今後10年間を見通し、育成すべき農業経営体の目標及び目指すべき農業構造の明確化を図り、それらの実

向けて各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体だけでは農業生産の相当部分を担うことが困難な場合もあることから、地域農業の維持・発展のために必要となる多様な経営の姿を示す。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

ア (略)

イ 効率的かつ安定的な農業経営体の目標を達成するための取組

アで目標とする農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うことができるよう、認定農業者の確保・育成、女性の農業経営への参画、一元的に経理を行い法人化する計画を有する等の集落営農組織の育成を重点的に行い、それらの実効性を上げるために次の取組を推進する。

(略)

(2) 地域農業を広範囲で維持する担い手の確保・育成

高齢化等の進展により、担い手等の確保が困難となる地域では、地域農業の維持・発展のため、以下のとおり新たな担い手の確保・育成を図る。

ア (略)

イ (略)

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア (略)

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県の他産業従事者や優良な農業経営体の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円以上）を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

県内外での就農情報の収集及び発信、就農相談会を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識を習得できるよう、農業大学の教育研修内容を充実させるほか、認定農業者や農業士等の技術力・経営力に優れた農家と連携を図り、効率的かつ体系的な研修体制を整備する。

また、女性農業者の確保に向けては、農業・農村への関心を高めるためのロールモデルとなる女性農業者の情報を発信する。

更に、雇用就農の受け皿となる経営体を増加させるため、優良な個人経営体等の法人化を積極的に推進する。

(4) 地域別経営体育成の方向

(略)

ア 県北地域（塩谷南那須、那須地域）

この地域は、主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び水田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営を中心に、施設園芸と稲作等とを組み合わせた複合経営や稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営の個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正管理と堆肥の地域内及び広域的利用を推進する。酪農においては、飼養頭数に見合った自給飼料確保のための農地の集積等を推進して経営安定を図り、肉用牛繁殖経営については、良質自給飼料の活用を基本とした上で、稲作等との組み合わせによる準単一複合経営を中心に育成を図る。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、更に、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

イ 県央地域（河内、上都賀、芳賀地域）

この地域は、主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び水田の有効活用等により、土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更

現に向けて各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体だけでは農業生産の相当部分を担うことが困難な場合もあること等から、地域農業の維持・発展のために必要な多様な経営の姿を示す。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

ア (略)

イ 効率的かつ安定的な農業経営体の目標を達成するための取組

アで目標とする農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うことができるよう、認定農業者の確保・育成、女性の農業経営への参画、一元的に経理を行い法人化する計画を有する等の集落営農組織の育成を重点的に行い、実効を上げるために次の取組を推進する。

(略)

(2) 地域農業を広範囲で維持する担い手の確保・育成

高齢化等の進展により、担い手等の確保が困難となる地域では、地域農業の維持・発展のため、以下のように新たな担い手の確保・育成を図る。

ア (略)

イ (略)

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア (略)

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県の他産業従事者や優良な農業経営体の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円以上）を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

県内外での就農情報の収集及び発信、就農相談会を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識の習得のため、農業大学の教育研修内容の充実及び認定農業者や農業士等の技術・経営力に優れた農家と連携を図り、効率的かつ体系的な研修体制を整備する。

また、女性農業者の確保に向けては、ロールモデルとなる女性農業者の情報を発信し、農業・農村への関心を高める。

更に、雇用就農の受け皿となる経営体を増加させるため、優良な個人経営体等の法人化を積極的に推進する。

(4) 地域別経営体育成の方向

(略)

ア 県北地域（塩谷南那須、那須地域）

この地域は、主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び水田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営を中心に、施設園芸と稲作等とを組み合わせた複合経営や稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営の個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正管理と堆肥の広域的利用を推進する。酪農においては、飼養頭数に見合った自給飼料確保のための農地の集積等を推進して経営安定を図り、肉用牛繁殖経営については、良質自給飼料の活用を基本とした上で、稲作等との組み合わせによる準単一複合経営を中心に育成を図る。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、更に、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

イ 県央地域（河内、上都賀、芳賀地域）

この地域は、主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び水田の有効活用等により、土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更

に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正管理と堆肥の地域内及び広域的利用の推進を図りつつ、養豚、肉牛肥育等を中心に経営体質を強化した単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、更に、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

ウ 県南地域（下都賀、安足地域）

この地域は、米麦二毛作に大豆等を組み合わせた土地利用型の単一経営及び水田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正処理と堆肥の地域内及び広域的利用の推進を図りつつ、肉牛肥育を中心に経営体質を強化し単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、更に、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営体の基本的指標

(略)

モデル的経営類型の適応地域（表1） (略)

モデル的経営類型の指標（表2） (略)

(留意事項)

モデル的経営類型の指標の経営規模及び生産方式については、見直し時（令和3（2021）年3月時点）のものであり、経営改善計画の作成や認定に当たっては、物価の変動等を考慮するものとする。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営体の基本的指標

(略)

青年等が目標とすべきモデル的経営類型の指標（表3） (略)

(留意事項)

モデル的経営類型の指標の経営規模及び生産方式については、見直し時（令和3（2021）年3月時点）のものであり、青年等就農計画の作成や認定に当たっては、物価の変動等を考慮するものとする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

県は、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に沿って農業を担う者の確保・育成を進めるため、次の取組を進める。

(1) 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備

県は、法第11条の11に基づき、「とちぎ農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）」を設置し、地域農業の中核的な担い手等による農業経営の高度化の支援や新規就農希望者への

に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。畜産については、家畜排せつ物の適正管理と堆肥の広域的利用の推進を図りつつ、養豚、肉牛肥育等を中心に経営体質を強化した単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、更に、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

ウ 県南地域（下都賀、安足地域）

この地域は、米麦二毛作に大豆等を組み合わせた土地利用型の単一経営及び水田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正処理と堆肥の広域的利用の推進を図りつつ、肉牛肥育を中心に経営体質を強化し単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、更に、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営体の基本的指標

(略)

モデル的経営類型の適応地域（表1） (略)

モデル的経営類型の指標（表2） (略)

(追加)

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営体の基本的指標

(略)

青年等が目標とすべきモデル的経営類型の指標（表3） (略)

(追加)

(新設)

就農支援等を実施する。

支援センターの体制及び運営方針は、「とちぎ農業経営・就農支援センターの運営に関する規程（以下「規程」という。）」により定め、次の業務を行う。

ア 農業経営に関する援助（経営サポート活動）

農業者が行う経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承及び農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）のために必要な助言、指導その他の農業経営に関する援助（経営サポート活動）を行う。

イ 就農相談等に関する援助（就農サポート活動）

就農等希望者及び雇用就農を受け入れる農業者等からの相談に応じ、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報提供その他の援助（就農サポート活動）を行う。

（２）地域農業を持続的に支える仕組みづくり

高齢化などにより農業者が減少する中、農業を持続的に支えていく地域の中心的な担い手や、広域的に営農を展開する法人等の新たな担い手の育成により、一層の農地集積・集約を図るとともに、地域住民をはじめ地域の力を結集した農業の仕組みづくりを促進する。

（３）意欲ある人材の参入促進

県は、支援センターによる就農支援と連携して産地が主体となって新規参入者を受け入れる体制づくりや、農業を学ぶ機会の充実を図り、農業に取り組む多様な人材の確保・育成を促進する。

第４ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、これらの経営体に対する農用地の利用集積に関する目標を、次のとおりとする。

（削除）

（略）

また、農用地の利用集積に当たっては、より効率的な農業経営を可能とするため、上記経営体への集約化を推進することとし、県、市町、農業委員会等が一体となり、地域計画の策定やその実現に向けた取組を通じて、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

なお、中山間地域等の担い手の不足する地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、遊休農地の発生防止・解消に有効な事業の活用や地域外からの担い手の呼び込みや出資型法人の設立、企業参入を進めるための取組や多様な経営体の参画による地域農業を支える仕組みづくりを進めるものとする。

第５ 効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項

１ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する推進方針

効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの経営を営む者が地域の農用地の利用集積目標を達成するため、今後 10 年間に、より一層の農地の集積・集約化と農作業受委託等を推進する。

このため県は、関係機関・団体との連携の下、各地域における地域計画策定やその実行に向けた取組を支援するとともに、地域計画の達成に向け、栃木県農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業の活用推進を図る。

第４ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、これらの経営体に対する農用地の利用集積に関する目標を、次のとおりとする。

なお、農用地の利用集積にあたっては、より効率的な農業経営を可能とするため、上記経営体への集約化を推進する。

（略）

（新設）

第５ 効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項

１ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する推進方針

効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの経営を営む者が地域の農用地の利用集積目標を達成するため、今後 10 年間に、より一層の農地の集積・集約化と農作業受委託等を推進し、積極的に各種施策に取り組む。

このため県は、農業経営基盤の強化を推進する目的で設置された栃木県担い手育成総合支援協議会や関係機関・団体等との連携のもと、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に基づく農地中間管理事業との適切な役割分担を図りながら、次の事業を活用して推進する。

- 農業経営基盤強化促進事業
- 地域計画推進事業
 - 利用権設定等促進事業 (地域計画策定までの経過措置に限る)
 - 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
 - その他（農作業受委託促進事業等）

なお、農業経営基盤強化促進事業を円滑に推進するためには、市町、農業委員会、農業協同組合等で構成される市町担い手育成総合支援協議会を中心に、関係機関・団体が連携して、認定農業者への支援や土地改良事業との連携によるほ場の大区画化及び地形条件に応じた基盤整備の推進等、土地利用調整に取り組むことが重要であるので、その推進体制の強化を図る。

(略)

2 青年等の就農促進の推進方針

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組について、積極的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本県農業の魅力伝えるため、特に若者に向けて様々なメディアを活用したPR活動を行う。

また、就農相談窓口を整備するとともに、県内や首都圏等において定期的な就農相談会を実施し、就農希望者からの相談に対応する。

イ (略)

ウ 技術習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等の指導を行う就農支援農家の設置など、産地における就農希望者の受入体制を整備するほか、農業教育の拠点として、農業大学校における教育研修内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識を習得する機会を提供する。

エ 女性農業者の確保

女性農業者が主役となる、新たな作物の生産や販路開拓等の新たなアグリビジネスの創出を支援し、その成果を情報発信することにより、農業を職業として選択する女性を増やしていく。

(削除)

オ その他の取組

中長期的な取組として、小中高の各段階の児童・生徒が農業に興味・関心を持てるよう、農業士・女性農業士と連携し、農業の魅力の発信や就農情報の提供を行う。

また、農業が、県内の高校生、大学生等の進路の選択肢になるよう、農家や農業法人等におけるインターンシップの取組を推進する。

(2) 定着に向けた取組

新規就農者等が、市町が策定する「地域計画」において、地域内の農業を担う者(その後10年間につき、農業経営を営むことが見込まれる者又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者(地域計画策定前には、人・農地プランの中心経営体)として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資事業、青年等就農資金の積極的な活用、農業振興事務所による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、更に安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行

- 農業経営基盤強化促進事業
- (新設)
 - 利用権設定等促進事業
 - 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
 - その他（農作業受委託促進事業等）

なお、農業経営基盤強化促進事業を円滑に推進するためには、市町、農業委員会、農業協同組合等で構成される市町担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者への支援や集落段階における土地利用調整、土地改良事業との連携によるほ場の大区画化及び地形条件に応じた基盤整備の推進等、関係機関・団体が連携し活動に取り組むことが重要であるので、その推進体制の強化を図る。

(略)

2 青年等の就農促進の推進方針

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次のとおり、従来にも増して積極的な取組を進める。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本県農業の魅力積極的に伝えていくため、様々なメディアを活用したPR活動を行い、若者に向けて積極的に情報発信する。

また、就農相談窓口を整備するとともに、県内や首都圏等において定期的な就農相談会を実施すること等により、就農希望者からの相談に対応する。

イ (略)

ウ 技術習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等の指導を行う就農支援農家の設置など、産地における就農希望者の受入体制を整備するほか、農業教育の拠点として、農業大学校における教育内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

エ 女性農業者の確保

女性農業者が主役となる、新たな作物の生産や販路の開拓等新たなアグリビジネスの創出を支援し、その成果を情報発信し、農業を職業として選択する女性を増やしていく。

オ 県内の関係機関の役割分担

県は、公益財団法人栃木県農業振興公社を栃木県青年農業者等育成センター（以下「育成センター」という。）として就農促進のための拠点と位置づける。

これを踏まえ、就農に向けた情報提供及び就農相談については育成センター、技術や経営ノウハウの習得については産地及び農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業振興事務所、市町、農業協同組合及び技術力・経営力に優れた認定農業者や農業士、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

カ その他の取組

中長期的な取組として、小中高の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持てるよう、農業士・女性農業士と連携し、農業の魅力の発信や就農情報の提供を行う。

また、農業が、県内の高校、大学等における、生徒・学生の進路の選択肢になるよう、農家や農業法人等におけるインターンシップを推進する。

(2) 定着に向けた取組

市町が策定する「人・農地プラン」に地域の中心経営体(将来(5~10年後)にわたって地域の農地利用を効率的かつ安定的に担う農業者)として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資事業、青年等就農資金の積極的な活用、農業振興事務所による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、更に安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

う。

- (3) (略)
- ア (略)
- イ (略)

3 (略)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人栃木県農業振興公社は、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第 7 条に規定する事業を行う。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与された持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4) (1)に掲げる事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

4 地域計画（人・農地プラン）との一体的な運用に関する事項

地域計画に農業を担う者として新たに位置づけられた者（地域計画策定前には、人・農地プランに位置づけられた中心経営体）について、相談対応や情報提供、研修等のサポートを行うとともに、経営発展に意欲的に取り組む者に対しては、認定農業者として位置づけられるよう指導・助言を行う。

5 (略)

- (3) (略)
- ア (略)
- イ (略)

3 (略)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人栃木県農業振興公社は、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する事業を行う。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与された持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4) アに掲げる事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

4 人・農地プランとの一体的な運用に関する事項

人・農地プランに位置づけられた中心経営体は、地域農業の担い手として認知されていることから、積極的に認定農業者として位置づけられるよう指導・助言を行う。

5 (略)